

指定学校を変更する場合のやむを得ない事由及び必要な手続きに関する要領

柳川市教育委員会

(趣旨)

第1条 この要領は、柳川市立小中学校の通学区域等に関する規則（平成17年3月21日教育委員会規則第14号。以下、「規則」という。）第5条及び第7条に定める指定学校を変更する場合のやむを得ない事由及び必要な添付書類を定めるものとする。

(事由及び必要な添付書類)

第2条 指定学校を変更する場合のやむを得ない事由及び必要な添付書類は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成29年4月8日から施行する。

別 表

許可区分	許可要件	添付書類	許可期間
身体虚弱	身体虚弱により遠距離の学校に通学することが困難な場合	1 医師の診断書 2 地図(就学予定者又は児童生徒の住所の位置から指定された学校及び変更予定の学校までの通学道路、通学距離、所要時間等を明記)	年度末までの期間(更新申請可)
転出学により	転出学により著しく教育に支障を来す場合(原則として小学校第6学年及び中学校第3学年に在学する場合)	校長の副申書	年度末までの期間
留守家庭児童	両親が共働き又は自営業で、放課後児童が帰宅した際、子供だけになるのを避けるため、児童の預り先が希望校区にある場合	1 両親の勤務証明書又は営業証明書 2 預り書	年度末までの期間(更新申請可)
住宅取得又は賃貸借契約期間前の転校	1 転居予定の校区の学校へ学期当初から通学を希望する場合で、契約書、建築確認申請書等により転居先住所と入居予定年月日が確認	契約書、建築確認申請書(確認済みのもの)等転居先住所と入居予定年月日が確認できる書類	年度末までの期間

	<p>でき、年度末までに転居が可能な場合</p> <p>2 住宅建築等の理由で一時的に住所を異動するが、異動前の住所に戻る予定がある場合</p>		
学期途中	学期途中で転居した場合	教育委員会必要と認める書類。ただし、不要と認められるときは、提出を要しない。	転居の日から学期末までの期間において教育委員会が必要と認める期間
教育的配慮	<p>1 児童生徒が不登校やいじめの状態になり、転校すること以外に改善の手立てが見込めない場合</p> <p>2 児童生徒が転居により校区が変更になるが、不登校やいじめ、頻繁な転居等などの経験がある場合や、児童生徒の性格面を考慮した場合、転校が児童生徒にとって著しく負担になると認められる場合</p> <p>3 児童生徒が転居により転校をしたが、転校先で不登校やいじめの状態になり、転居前の校区の学校へ転校を希望する場合</p>	通学希望校又は児童生徒の状態を判断できる校長の副申書	必要と認めた期間(校長の判断により必要と認められるときは、更新申請可)
家庭の事情	保護者の事情により住民票の異動が出来ないが実際に居住している校区への通学を希望する場合	居住証明書又は同居証明書	年度末までの期間(更新申請可)
学校行事参加	転居により校区が変更になるが、運動会、修学旅行等の学校行事終了後の	教育委員会必要と認める書類。ただし、不要と認められるときは、提出を	当該学校行事終了までの期間

	転校を希望する場合	要しない。	
兄弟姉妹関係	兄又は姉が最終学年に在学し、卒業までの間区域外就学を希望する場合等、兄弟姉妹関係を考慮して当該弟又は妹についても同じ期間、区域外の許可を希望する場合	教育委員会必要と認める書類。ただし、不要と認められるときは、提出を要しない。	年度末までの期間
部活動への配慮	中学校入学時、転入時において、小学校時代若しくは転入直前の中学校で特定の文化・スポーツに取り組んだが、指定された中学校に取り組んでいた内容の部活動が設置されていないため、その部活動のある直近の中学校へ通学を希望する場合	1 活動実績証明書 2 校長の副申書	年度末までの期間(更新申請可)
特別支援学級入級	特別支援学級入級・入学希望者で、指定校に対象となる学級がない場合	教育委員会必要と認める書類。ただし、不要と認められるときは、提出を要しない。	状況に変化があるまでの間
公共事業	公共事業による土地の譲渡等のため通学区域外に転居せざるを得なくなった場合	事業主体からの依頼文又はそれと同等の効力を持つ書類	卒業までの期間
その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に認める場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間